



技能実習適正化支援センター（TITSC）の坂口です。

外国人の規制、外国人との共生についての議論が活発な昨今ですが、来年4月1日より育成就労制度が始まります。2月20日には「育成就労制度 運用要領」*が公表され、また、閣議で特定産業・育成就労産業分野と特定技能、育成就労の受入れ見込数等が決定されました。

*「育成就労制度 運用要領」: <https://www.moj.jp/isa/content/001457363.pdf>

今回は技能実習制度から育成就労制度への移行の時期を迎えるにあたり、いくつかの留意点等につきご説明します。

1 育成就労制度の施行

(1) 育成就労制度において監理支援事業を行うには主務大臣から監理支援事業の許可を受ける必要があり、技能実習制度において監理団体の許可を受けていた団体が育成就労制度の下で監理支援事業を行うには、別途、監理支援事業の許可を受けなければなりません。本件許可申請は、「外国人育成就労機構」（以下「機構」）本部が行います。機構は多数の申請が集中することが予想されるとして、監理支援事業開始の6か月以上前までに申請することを推奨し、制度施行に先立ち2026年4月15日から施行日前申請を受け付けます。

(2) 育成就労計画は育成就労外国人ごとに、3年間の育成就労期間について作成し機構から認定を受ける必要があります。

2 現行の技能実習制度の扱いと経過措置

(1) 在留資格「技能実習1号イ」又は「技能実習1号ロ」で上陸が許可されるのは原則として2027年6月30日までで、1号技能実習計画の認定申請は2027年3月31日まで可能ですが、3月以降に計画の認定申請をした場合、審査等に時間を要し、6月30日までに上陸許可を受けることができない可能性があることから、機構は2027年2月までの認定申請を推奨しています。

(2) 育成就労制度が施行される2027年4月1日以降も、次の要件に該当する場合は、新規に技能実習を行うか、又は次の段階に移行して技能実習を行うことができます。

(ア) 「1号技能実習」: 2027年3月31日までに認定申請した技能実習計画に基づき2027年6月30日までに技能実習を開始できる実習生

(イ) 「2号実習生」: 2027年6月30日までに1号技能実習を開始している実習生

(ウ) 「3号実習生」: 2027年4月1日時点で2号技能実習の実習を1年以上行っている実習生

3 特定産業・育成就労産業分野

政府は育成就労制度施行にあたり特定技能、育成就労の特定産業・育成就労産業分野を定めています。

(1) 既存の「介護」、「ビルクリーニング」、「建設」、「造船・舶用工業」、「自動車整備」、「宿泊」、「自動車運送業」

(特定技能のみ)、「農業」、「漁業」、「外食業」、「林業」、「木材産業」、「工業製品製造業」、「航空」(特定技能のみ)、「鉄道」、「飲食料品製造」の分野に加え、新たに「リネンサプライ分野」「物流倉庫分野」「資源循環分野」の3分野が追加されます。これにより特定技能は19分野、育成就労は17分野となります。

(2) 受け入れ見込み数は、5年毎に見込み数を示し、人手不足の見込み数と比較して過大でないことを示さなければならないとしており、受け入れ見込み数は2029年3月末までで、特定技能80万人5,700人、育成就労42万6,200人の計123万1,900人としています(参考:2025年6月末現在の在留者数は1号特定技能外国人が33万3,123人、技能実習生が44万9,432)。

4 入管の手数料の引き上げ

(1) 入管法を改正し在留資格の変更、期間更新の手数料の上限が引き上げることが検討されています。現行入管法は手数料の上限を1万円とし政令で個々の手数料を定めているところ、現在、在留資格の変更、期間更新の手数料は6000円、永住は1万円です。

(2) 入管法改正については、先般、自民党の法務部会が改正案の条文を審査・了承しており、在留資格の変更、期間更新の上限は10万円、永住は30万円にそれぞれ引き上げられる予定です。具体的手数料は政令により定められることとなりますが、在留期間に応じ手数料が設定されます。

TITSCは、来年4月より開始される育成就労制度につきましても申請手続きを支援します。お気軽に弊センターにお問合せ、ご相談ください。

~~~~~

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請、建設特定技能受入計画認定申請
- 監理支援機関の許可申請、外部監査
- その他(法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行)

~~~~~

技能実習適正化支援センター (Technical Intern Training Support Center)

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>